

平成30年春季農作業標準賃金について

国東市農業委員会において、春季農作業標準賃金が下記のとおり設定されました。

1. 農繁期賃金（実労8時間賄いなし）

性別	30年春季
男女共通	6,200円

2. 草刈り（1時間当り）

作業別	30年春季
草刈り（機械・燃料込）	1,300円

3. 耕耘料等（10a当り）

作業別	30年春季
畑地耕耘	6,300円
春田耕耘（荒起し）	8,400円
麦田耕耘	6,300円
荒あけ	4,200円
水田代かき	6,300円
田植え（苗別）	6,300円
コンバイン（麦）	10,500円
〃（稲）	15,800円
バインダー（紐別）	7,800円
ハーベスター	7,800円
大豆機械播種（耕起含む）	12,600円
〃（播種のみ）	5,300円
育苗（1箱）（早期）	700円
〃（普通）	630円
畦塗り機	（1メートル当り） 65円

◎乾燥等利用料金（出来高重量30kg当り）

麦	水分量(%) (持ち込み時水分量)	30年春季
選別調整のみ	12.5以下	370円
乾燥 選別調整	12.6～17.0	630円
	17.1～21.0	750円
	21.1～25.0	860円
	25.1～30.0	940円
	30.1以上	1,000円

水稻(早期)	水分量(%) (持ち込み時水分量)	30年春季	
		平日	休日
籾すりのみ	15.0以下	360円	360円
	15.1～20.0	630円	680円
乾燥籾すり 選別調整	20.1～23.0	680円	730円
	23.1～26.0	730円	780円
	26.1以上	780円	840円

【問合せ先】 農業委員会事務局 ☎0978-72-5176

国東市農耕機械器具修繕費補助金実施のお知らせ

認定農業者、認定新規就農者、特定農業法人、農業生産法人を対象とした農耕機械器具修繕に関する補助を今年度も実施いたします。

補助対象者 認定農業者・認定新規就農者・農地所有適格法人

対象期間 平成29年4月～平成31年3月
（2年の期間中、1度のみ補助を受けられます。）

対象物件 農業経営に使用する農耕機械器具
（トラクター、田植機、コンバイン、加温機、動噴、等）

補助内容 10万円以上の修理費に対して、1/2の補助を行います。
ただし、補助対象金額の上限を25万円とします。
（例：修繕費40万円の場合25万円を上限として、その1/2に当たる12万5千円を補助します。）

必要書類 **申請時** 見積書（金額の内訳などを詳細に）
申請後 修理前、修理中（修繕箇所を明確に判断できるもの）、修理完了時の各々の状況の写真
修理完了後 修理代金支払の金額のわかる書類の写し（領収書、通帳など）

注意事項 修理開始については、市の許可を得てからお願いします。
修理開始後の申請はいかなる場合も受け付けられません。
また各年度とも、予算の上限に達し次第締め切らせていただきます。

【問合せ先】 農政課・園芸畜産係 ☎0978-72-5167

上下水道課からのお知らせ

下水処理（下水道・合併処理浄化槽）をご利用ください

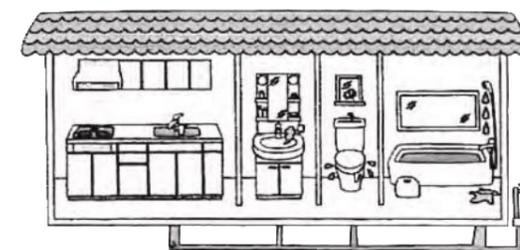
下水道区域内にお住まいの方

下水道区域内にお住まいの方は、下水樹の設置された宅地は、早めに下水道に接続をお願いします。

家庭雑排水をそのまま排水路に流すと、汚れた水が側溝や水路を汚し、川を汚して生活環境を悪くします。生活環境の向上と地域の汚水防止のためにも下水道へのつなぎ込みをお願いします。

下水道への接続工事費は、市指定業者に見積りを依頼してください。下水道につなぐ排水設備工事が必要です。見積りは無料です。

下水道へ接続して水洗トイレになれば、衛生的で悪臭がなく、また洋式便器を使うと膝等にもよく安心して使用できます。早めに下水道の接続をお願いします。



下水道区域外にお住まいの方

合併処理浄化槽設置事業

下水道の認可区域外で各家庭単位に浄化槽を設置した場合、補助金を交付する事業です。

浄化槽区域において既設の単独浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽に設置転換（改築）する場合、下記の補助金が交付されます。

平成30年度 補助金額 (円)

	改築	新築
5人槽	532,000	221,000
7人槽	614,000	276,000
10人槽	748,000	365,000

平成29年度から3年間の期間限定で改築の補助金額が増額しました。新築の補助金は、変更ありません。ただし、予算の範囲内となります。

トイレの水と台所等の水を一緒にきれいにする合併処理浄化槽を設置して、トンボや蛍が飛び交う美しい川を取り戻しましょう。

下水道使用料の算定対象人数の変更について

市の水道以外（井戸水・地元水道組合）を使用しているご家庭の下水道使用料は、人数により料金を算定しています。

使用人数（世帯構成員）に変更が生じた場合は、「下水道等使用変更届」が必要ですので、下記の窓口に「印鑑」を持参のうえ、手続きを行ってください。また、井戸水等の使用を中止した場合も同様の手続きをお願いします。

- ※実使用人数で届出をしてください。
- ※届出の翌月より変更となります。
- ※ご不明な点があれば、下記までお問い合わせください。

【問合せ先】 上下水道課 下水道管理・工務係 ☎0978-72-5197